

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: +81-75-211-3025
FAX: +81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL:(075)211-3025
FAX:(075)211-3041
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

Kyo.Prot.N.89/2020

2020年10月23日

京都司教区の皆様

カトリック京都司教区
司教 パウロ大塚喜直

新型コロナウイルス感染症について（その8）

クリスマス・年末年始期間におけるミサ等の制限について

京都教区では10月1日からミサ等教会活動を再開していますが、そろそろクリスマスや年末年始の教会活動について計画をする時期となりました。クリスマスミサや新年のミサには、一般の方々も多く参加され、福音宣教の機会でもあります。今年に限っては、京都教区の措置（その7）の指示に加え、下記の4項目に沿って、「感染しない・感染させない」を徹底し、「密集・密接・密閉」を避けるために、小教区の規模や事情に合った、十分な対策をとってください。

1. 守るべき祝日のミサにあずかる義務の免除

主日に加え、守るべき祝日（主の降誕の祭りと神の母聖マリアの祭日）のミサにあずかる義務は、教区内のすべての方を対象に免除します。

2. 一般への事前の告知

信徒以外の一般の方のために、小教区の告知板、ホームページ等で、クリスマス・年末年始のミサは、コロナ感染対策として、入場制限をせざるを得ないことを早めに告知してください。

また、一般の方を対象としたクリスマスのコンサート等のイベントは控えてください。

3. ミサ参加数の制限を守るために

ミサ参加者は、事前に登録した方だけに限定する方法もあります。各小教区で検討してください。

再度お願いいたします。ミサのある教会を求めて、所属教会以外の教会に移動しないでください。飲食を伴うパーティーも、控えてください。

4. 若干の変更

- ① 聖堂内の座席は、互いに最低でも1メートル、出来れば2メートルの距離を保つこと。
- ② 現在同居している家族は、一緒に着席して構いません。

以上